

会 議 録

会議名 (付属機関名等)	第5回 キセラ川西エコまち協議会みどり部会	
事務局(担当課)	土木部 キセラ川西推進課	
開催日時	平成30年5月21日 15時～17時	
開催場所	川西市役所 庁議室	
出席者	委員	武田、三井、山田、東、荻田、朝田 (行政)岡本、藤川、大島(代理)、西川、枅川、佐藤(代理)、小野、樋口、釜本、増田、宮定
	事務局	酒本、北野、寺田、福庭、三浦、松村、名嘉真、衣笠 速水、小仲(コンサルタント)、山北、月山(コンサルタント)
傍聴の可否 傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由	可	傍聴者数 0人
会議次第	1 開会挨拶 2 出席者紹介 3 議事 ・利活用ガイドラインの改訂について 資料1 、 資料2 、 資料3 参考資料 1, 2, 3 4 閉会挨拶	
会議結果	別紙審議経過のとおり	

審議経過

1.開会

○事務局

2.欠席者の確認

○事務局

3.配布資料の確認

○事務局

4.部会員自己紹介

5.開会挨拶

○土木部 部長

6.議事

○部会長

- ・ 昨年オープンしてからまもなく1年が経とうという段階であり、管理棟は市民の意見を踏まえながらつくっており、年度末にはできあがる。また、こども・若者ステーションも9月には現場でオープンするという段階である。開園後のいろいろな状況を踏まえて、まだまだ現場が進みながら、試行錯誤してやっていく段階にきているのかと思っている。
- ・ このみどり部会はルールを決める場であるが、最終的にはルールがなくても市民の自治でやっていけることが一番だと思っている。そこに向けて継続的に議論をしていき、極力自由な使い方が許されるような、そういう場所になれば、市民の皆さんの合意を得られて使っていけるのではないかと思う。
- ・ 今日の議事は一つだけで、先般決めていただいたガイドラインの改訂案について、前回の議論いただいた内容を踏まえて改訂版の案をおつくりいただいているので、それをひとつのたたき台として、皆様のご意見をいただきたい。
- ・ 事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

- ・ 資料説明「ガイドライン検討資料」
 - 表紙・目次（資料3）
 - キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドラインについて（資料3 p.1）
 - 1 キセラ川西せせらぎ公園の概要（資料3 p.2）
 - 2 キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」（資料3 p.4）
 - 3 許可があれば「できること」（資料3 p.5-6）
- ・ 資料説明「第4回みどり部会での確認事項」（資料1）
 - 項目① イベント申請手続き

○部会長

- ・一つめの、イベントの申請手続きに関することまでの説明で、ご意見、ご質問等をいただきたい。
- ・イベント実施の流れについては、前回のみどり部会で、事前申請・確認を極力簡素化・軽減化できないかという議論をさせていただいた。
- ・今回、イベント活動等を3種類に分けており、申請が要る「イベント」と呼ぶもの、申請がなくても使っていただける「通常利用」というものに大きく分けて、更に「イベント」というのは、試行版通り2回に分けて「事前相談」と「本申請」を行うもの、「事前相談」をパスできて「本申請」のみで、少し軽減化されるものに分けたというのが大きな主旨かと思う。
- ・更に※印で、何回も活動する場合、たとえばプレーパークなどのイベントを想定していると思うが、年間に何回も活動する場合は、最初の時は「イベントA」のフローにあるとおり、「事前相談」からやっていただくが、2回目以降は「事前相談」はなくて「本申請」だけでよいというように、少し軽減化していただいた。
- ・このフローの見方も含めて、細かいところまで見ていただき、ご質問やご意見をぜひいただきたい。
- ・6ページ以前のところでも、何かあれば、併せてご意見をいただきたい。

○副部会長

- ・6ページは、内容が具体的にになり実際に申請する人にとっては、わかりやすくなったかなと思っているが、少し管理的視点になっているのが気になる。
- ・管理棟がもうすぐできるということで、現在ワークショップもしているが、その管理棟の機能との関係にもなってくる。たとえば「イベントB」で「本申請」は必要ではあるが、通常利用的に写真を撮りに行くだけの場合もあるかもしれない。「申請」されたものでも、どのように利用されているかを、公園での利用時に誰かが常にチェックしていくのかなど、素朴に疑問に思った。申請に対して現場でちゃんと見ていくのかどうか。

○部会長

- ・「申請」をいただいて、やっていただく「イベント」については、現地で直接見ているか見ていないかはともかく、報告は出てくるので、やったことはわかるという状態だろうか。現状のところは全部の「イベント」を、現場で確認しているというわけではないのか。

○事務局

- ・現状については、「イベントA、B」に属するものは、全て「事前相談」書類が出て、最後にアンケートを提出していただく形になっているので、現地でどのように行われたかはアンケートで確認できるようになっている。
- ・「申請」が必要かどうかわからないようなことをやっていらっしゃる方もいると思うが、今のところは申請主義であるので、把握ができてない部分もある。
- ・現状の市が管理している段階では、このような形になってくるかと思っているが、管理棟ができたならそれもまた変わっていくと思う。運用しやすいような変更がまた出てきてもよいと考えている。

○部会長

- ・今後の話としてこの「申請」等の手続きは、管理棟ができれば管理棟で行うということか。それも未定か。

○事務局

- ・許可手続き自体を管理棟で行うということは、あまり現実的ではないと考えている。「事前相談」を管理棟で受けて、たとえば「どういうことができるか」というようなお話や「手続きはどれくらいか」というような相談など、フローでいうと「事前確認」のあたりが、現地でお話してできるのかなと考えている。
- ・まずは「申請」手続きに入る前に「事前確認」で、窓口に「こういうことをしたいのですが、どうですか？」という相談があるということを前提に考えているので、この「事前確認」が管理棟で行われることになると考えている。

○部会員

- ・前回のフローではフォローアップシートの説明で、「フォローアップシートは、イベント内容に応じて指導・疑問がある場合にのみ市より回答依頼があります」と記載をしていたと思うが、その表現がなくなっている。「フォローアップシートとはどのようなことか？」というご質問が来たときに、どのような案内になるのかが気になった。

○部会長

- ・基本的には「イベントA」の場合のみフォローアップシートが出される場合があるということか。

○事務局

- ・「イベントA」で、現行の運用の中ではフォローアップシートが出てくるものがある。
- ・今の手続きであれば「事前相談」書類を提出いただき、それを庁内のみどり部会の会員様に事前に照会し、問題点等があればご返答いただき、それを取りまとめたものを申請者に返していく形である。
- ・フォローアップシートについては、フローの中で「審査結果の連絡（フォローアップシート※2の受取）」ということで、「※2 フォローアップシートに記載がある事項については、通知後、回答を提出して下さい」というような表記になっているが、これだけではわかりづらいということか。

○部会員

- ・前は「疑問がある場合に市から出します」という説明があり、そういうものなのかなという理解をしたが、その旨の記載が無くなっているため「フォローアップシートがどのようなものか？」ということで、また質問が出るのではないかと思う。

○部会長

- ・必ず出るものでもなく、異議があった場合のみであるということでしょうか。

○事務局

・はい。

○部会長

・そういう記述は、確かにあってもよいのかなと思う。「フォローアップシートの受取」となっていると、必ず出されるものと受け取られるかもしれない。課題や異議があった場合にのみ、出すものだというところであることを、追記する方がよいと思う。

○部会員

・教育委員会の話だが、小中学校や幼稚園や保育所などが遠足等でここを使ったり、学校のカリキュラムの一貫としてここを活用したりする場合もあると思うが、「通常利用」の範囲内で納まるのかなという理解をしたが、それでよいか。

○部会長

・それでよいと思う。ただし、内容によっては「環境学習に類するもの」など、占用する可能性のあるものは「イベントB」にくると思うが、その判断をどのようにするかというところはあると思う。

○事務局

・通常利用は、「遠足で利用する」とか「写生大会で利用する」というようなイメージなので、「ちょっとこの場所は利用している方がいるから、こちらにしようか」といった融通が利く形であると考えている。
・「環境学習」については、たとえば「この場所で具体的に何を観察したい」や「せせらぎ」じゃないといけない」などの話が出てくると思うので、内容について「相談」をまずは受けていただきたい。「相談」の上で「通常利用ですね」という話になる可能性はあるかと思う。

○事務局

・「環境学習」については、生物をとることは許可が必要なのでそういったものに関しては、「本申請」を出してもらうために、「イベントB」ということで区分させてもらっている。

○部会長

・今の説明は微妙だったのだが、「通常利用」で、学校の遠足でも「事前確認はして下さい」という意味か。それとも「事前確認」なしでよいのか。

○事務局

・「このエリアでこれをしたい」というような意味合いがないのであれば、「通常利用」で構わないと考えている。

○部会長

・学校の遠足などは、全く公園側が預かり知らないところで、「勝手にやってくれていいよ」という判断なのか、事前にひと言「遠足で皆が行きます」ということぐらいは教えておいてほしいのか

という、その判断だと思う。

- ・今の状態だと、「事前確認」は通らずに矢印がきているので、「勝手に、小学校、中学校は、遠足にバンバン使ってくれて構いませんよ」と読めるようなフローなので、それでよいということか。

○事務局

- ・こちらとしては、特に、他の利用者の方に特別な影響があるようには感じないので、遠足は申請が必要ないと考えている。

○副部長

- ・いろんなケースが出て来てみないとわからないという気はする。
- ・たとえば、先日も、知り合いのNPO法人さんたちが、活動としてキセラで写真を撮ることをやっていたがその場合はどうなのか。「今日はキセラへ行こう」とブラッと行って活動する…、それは「通常利用」でよいのか。

○事務局

- ・「通常利用」になる。

○副部長

- ・では、別に「事前確認」も「申請」も要らないと。
- ・今後の運用のことになるとは思うが、管理棟との絡みも出てくると思う。できるだけ「事前確認」も含めた「申請」なども、管理棟でできる方がこれからの使い勝手とか、いろいろな意味で、実状把握ができるのではないかと思う。利用する側にとっても、あっちこっち行かなくてはいけないのは使いづらいので、機能を管理棟でできるだけ盛り込んでいった方がよいのではないか。ここでは関係ないかもしれないが、それも含めたガイドラインになればよいと思う。

○部長

- ・運営についてはご指摘の通りだと思うので、ぜひ、引き続きご検討いただきたい。極力、利用者目線で「やりやすい・使いやすい」方がよいかと思う。
- ・その他、これで申請していただいただけそうなのか、やはり大変だなという感じなのか等の意見もいただきたい。前回からすると、そんなに大変というよりは、実用的なものとなっている印象である。

○部会員

- ・流れ自体は当然かなと思うが、先ほどご指摘あったように、フォローアップシートに関しては、私が何回か「申請」を出した中で、全て「ここどうするのですか?」「これどうするのですか?」ということで、ご質問をいただいてから必ず答えているような状況にはなっている。
- ・例えば、「駐輪場対策はどうするのですか?」ということが必ず書かれていたり、「火の始末はどうやって対応するのですか?」など書かれていたり。それは、「事前相談」の中で答えさせていただいていることだが、もう一度そこで確認されて、また文章で答えているというやり取りがある。
- ・「無駄なことはしない」ということであれば、今後は「必要な助言があれば」という程度で納めていただいて、必ずフォローアップシートが要るような状況は少し控えた方がよいかなと感じる。

○副部長

- ・フォローアップシートのサンプルみたいなのはあるか。一番後ろに申請用紙が付いているところに、こういうものも出すことがあるかもしれないということで、入れておいた方がよいのでは。

○部長

- ・それは可能か。

○事務局

- ・フォローアップシートについては先ほどからご指摘いただいているが、「何だろうか」という印象で、初めて見られる方にはどこにも出てこないものなので、こちらの方もわかりやすいように、表記修正や添付するなどという形で対応したい。こちらの方で書式等を添付することは可能なので、検討させていただきたい。

○部長

- ・表記に関する細かい話であるが、フローの右側に、「イベント活動を以下の3つに区分し、それぞれの活動にふさわしい申請方式とします。」と書いていただいている。「A」、「B」は「イベント」であるが、「C」は「通常利用」である。よって、「イベント活動」を3つに区分するというのは、本当は少しおかしい。また、本当はこの項目の名前が「イベント活動等実施の流れ」で、ここは「等」が付いているから、「通常利用」を含めてのものとなる。そうであれば、5ページでは、「許可が必要なイベント活動等」となっており、こちらは「等」を取った方がよいのかなど。
- ・「通常利用」を入れるときは「等」で、「イベントA、B」に対しては、「イベント活動」と呼ぶとか、原理原則を決めて記載していただいた方が、正確な記述になるのではという気がする。
- ・フォローアップシートについては、6ページでの記載のところで、「異議などが生じた場合に出します」という話と、できれば、後ろにフォローアップシートの雛形のようなもの載せていただくということにしたい。
- ・「イベントB」の「環境学習に類するもの」の説明も、追加で口頭にてご説明いただいたのだが、ここの理由は、禁止事項に関わる場合には「B」に来る場合があるということだと思う。例えば、「業としての写真撮影」で撮るときは許可がないとだめで、許可が必要だから「イベントB」という意味である。また、「環境学習」についても「生き物等を採取する場合」は許可が必要なため「イベントB」になるという理解である。以上のように、どういう場合に「申請」がいるのかということを含弧書きで追記するなど、わかりやすく記述していただいた方がより明確かと思うのでご検討いただきたい。
- ・引き続き、7ページ以降をご説明いただき、質疑、検討したいと思う。

○事務局

- ・資料説明「ガイドライン検討資料」
 - (3)その他必要な申請及び届出（資料3 P.7）
 - (4)使用料金（資料3 P.7,8）
- ・資料説明「第4回みどり部会での確認事項」
 - 項目② 使用料金（資料1）
- ・資料説明「公共的団体について」（参考資料1）

「減免対象のフローチャート」(参考資料2)

「使用料金算出例」(参考資料3)

○部会長

- ・かなり苦心していただき、フローを作成していただいた。若干わかりにくい部分もあるかと思うが、改善案などご意見・ご質問をいただきたい。

○副部会長

- ・「減免」についても、「後援名義使用許可」についても手続きが必要で、6ページの「イベント」を行うときにも「事前の相談」が必要で、これらの相談や申請や確認が必要となる部分の該当ページは、それぞれ近い方がよいと思う。
- ・6ページのどこかに「減免」や「後援名義使用許可」の話を入れておいて、「詳しくは減免対象のフローを確認」などで関連付けるなどの工夫をしてはどうかと思った。
- ・使う方にとっては、まずは「相談」しないといけないかどうか、どういう使い方ができるのかということがあり、次に金額のところを見たら「減免」というものがあるとわかる。そこで自分たちはまたどれに該当するかを見ていかないといけないとなると少しわかりにくい。
- ・構成として「その他必要な申請及び届出」というのと、「使用料金」の順番を入れ替えると、フローチャートがその後ろに持ってこられるのではないかと思う。使用者側にとっては、どれになるのかを判断するのが、ある程度早い段階でわかった方がよいと思う。

○部会員

- ・会場全体を借りるということになると、私に関わっているイベントだと、450万円の費用がかかるということで、すごいなという印象を持っている。テントはあくまでも占有範囲ではないのかというご指摘をいただいて、ここに至っているところだと思う。
- ・これから費用の換算をする中で、数的に大事なところになると思うが、今の公園の活動区分によって単価が決まっている。この単価というのは、何なりかの根拠に基づいている単価だと思うが、土地の価格も変わってきている中で、今まで改定されたような実例はあるのか。今後、される可能性はあるのか教えて欲しい。
- ・もうひとつは、例としてこの図面(参考資料3)がガイドラインに出るということであれば、テントの大きさは3m×6mというのは規定ではなくて、2.7m×5.4mというのが普通のテントに近いサイズとなる、それで計算すると費用が変わってくる。決して少ない費用ではないので、現実的な数字で提示された方がよいのではないか。
- ・そもそも「減免」という必要があるのかなと常々思う。将来、この公園で自立して、それが管理棟の管理者なのかはわからないが、ある程度の対価を払って人を雇うということであれば、やはり何らかの市民に投資をしていかなければいけないという気がする。将来的な話だが、「必ず公共の場合は減免」の様なことはなくなっていく方がよいと思う。

○部会長

- ・まず、金額の改定はあり得るか。

○事務局

- ・単価の根拠であるが、川西市都市公園条例の中に使用料という定義がある。
- ・地価が変わっているのにどうかという部分については、見直しは全くされていない。見直しをかけたかどうかという話だが、それほど大きな変化はないと思う。

○事務局

- ・テントの大きさについては、ご指摘のとおり現実的な大きさを確認させていただき、どのような設定が適切か、もう一度調査させていただく。
- ・「減免」がよいのかどうかという話は、ご指摘いただいたとおり、今後の運用や今後公園がどうなっていくのか、誰が管理してどのように運用されていくのかによって、変わっていくこともあると考えている。それについても、今後、基準を改定しながら、そのときにふさわしい設定をしていく必要があると思っている。

○部会長

- ・「参考資料3」は、利用者の方も見られる資料か。

○事務局

- ・部会の説明の資料として作ったものであり、利用者に見ていただく資料としては考えていない。

○部会長

- ・見せないのであれば、ガイドラインのみではわかりづらい内容となっている。占用面積の扱いのところで、「エリア(面的)利用とスポット(点的)利用」があることを口頭でご説明をいただいて、注意書きで「一定面積を使用するグランドゴルフなど」と、「ノルディックウォークなどの利用者を妨げない継続的使用」と分けていただいた説明も、この場ではわかりやすかったかと思うが、参考資料3のような例示はガイドライン上では出てこないということである。
- ・「エリア(面的)利用とスポット(点的)利用」の判断は、「事前確認」に来られたとき、もしくは「事前相談」の段階で面積を算定して、使用料を取るかどうかを含めて判断するということか。

○事務局

- ・そうである。

○部会長

- ・申請の流れと併せて、お金のことも同時にわかった方がよいのではないかというご指摘もあった占有面積の考え方も含め、ガイドラインをわかりやすくできるかということと思う。

○事務局

- ・ガイドラインを読んで、やってみようという方がスムーズに見ていただけるような紙面構成がよいと思うので、このガイドライン本体とこの後説明させていただくチェックシート等を検討させていただきたい。

○部会長

- ・他にどうか。

○副部会長

- ・「減免」への考え方は、市全体の考え方になるので、難しいと思う。例えば、「徴収額を…基金の設立」となっているが、もし今後、指定管理者制度の導入があり、指定管理者が「利用料金制」を取った場合、これは基金にできなくなるのではないか。そういうことも踏まえて考えておいた方がよいと思う。
- ・民間的な考え方でいけば、その利用料金などで、人件費も含めメンテナンスも全部賄うことができるのが本来のかたちである。そうであればこの場合は法外な金額になるので、どうしたらよいものかと今更ながら思った。

○部会長

- ・まず、「資料1」に書いていただいている「今後基金として運用できるように検討していく。」という文章は、今回のガイドラインには記載はなく、徴収されたものをどう運用するかという話はこれからだろう。この議論は、みどり部会としては重要な位置付けの話で、今後の運営体制によっても変わってくる話だと思う。
- ・先ほど、むしろお金をとってそれで運用しようというご指摘をいただいて、大変、素晴らしいご意見だと思うが、そのような最終的な像を目指すとしても、いきなり、前年度までタダだったものを急に全部が全部なんでも取るという話なので、まずはこのフローで提案いただいて、これで改訂して、実施版をつくってみようという段階だろう。
- ・今後の運用によって徴収したお金をどうするのかとか、そもそもの運用の体制自体をどうするのかという話は、この場であるかはわからないが、継続的に審議していくことが大切だと思うので、常にこの件を共有はしておき、今後も継続的に審議していけるとよいと思う。
- ・事務局の考えとしては、ガイドラインが出る段階で、指定管理者制度に移行するということはないということなので、基金のことや減免については、継続的にこのガイドラインの見直しも含めて、検討していくということによりよいと思う。
- ・事務局から管理などについての考え方、お金を集めた後、もしくはその後の運用の考え方について、この段階で何かあれば。

○事務局

- ・議論になっているところは、非常に悩ましいところである。ワークショップ等をやっていたときには、公園をオープンする段階で、指定管理かどうかは明確ではなかったが、市民団体などの外部にお任せすることができたら良いということも、平行して取り組んできた。しかし、時間の関係もあり、現在も明確にどこにお任せしようとかということは出てきていない状況の中でオープンに至り、現在は直営で運営している。
- ・公共施設の管理というのは、大きく分けて直営か指定管理である。厳密にいうと指定管理だけではないが、大きく2種類があると思ってもらえばよい。
- ・基金をつくったのは、直営の時代に原資をできるだけためておき、民間にお任せするときには、それを資源として使ってもらう様なことを想定しているので、一応基金をつくるころまではきたという状況である。具体的には、3月にやらせていただいた植樹記念も、協力金という

形で一口5,000円をいただいて、それを基金に入れた。ふるさと納税も、選択していただける選択肢に入れることができ実務的には動き始めている。

- ・これから協議していくことではあるが、私たちとしてはどこかに指定管理などでお任せするということになれば、徴収分で集めた原資を、運転資金として最初にお渡しできればと思っている。

○部会長

- ・運用の仕組みとしては画期的な取組みをしていただいていると思うので、それに向けての第一弾のガイドライン改訂になるかと思う。

○部会員

- ・「参考資料2」で、㉞のところ、「川西市、市教育委員会」と書かれていて、右の部分で「㉟公共的団体」と書かれている。「参考資料1」を見てみると、「㉟公共的団体」については、【1】の『学校教育法』に規定する学校」ということで、幼稚園、小学校、…と書かれている。【2】のところで、『児童福祉法』に規定する児童福祉施設」ということで、保育所と書かれていて、【2】の最後に、認定こども園と書かれている。市立の幼稚園なり保育所、今年からは認定こども園もあるが、実際に、㉞と㉟、学校機関は、どちらに当たるのかわからないので、教えていただきたい。

○事務局

- ・今ご質問のあったところについては、㉟の公共的団体に入る。

○部会長

- ・そうすると、㉞の市教育委員会というパターンは、どのようなパターンが想定できるか。
- ・こども園主催のイベントなどはあるそうであるが、その場合は㉟であると。そうではなくて、教育委員会が主催するイベントは、別にありそうか。

○事務局

- ・教育委員会主催のイベントはたくさんある。

○部会長

- ・ということであれば、今の㉞と㉟で大丈夫か。

○部会員

- ・市立幼稚園と市立保育所、認定こども園というのは、そもそも市教育委員会に属するものではないのか。

○部会員

- ・「【1】教育関係」では幼稚園もあるし、「【2】各種法令に基づく機関」のところには、児童福祉法に規定する保育所、認定こども園があるので、全部市立のものがある。そこからすると、市の教育委員会の組織に属しているのではないか。

○部会員

- ・公立のものは、教育委員会に入るべきかと思う。私立の認定こども園もあるので、それは④の公共的団体になるのかなと理解している。

○事務局

- ・教育委員会と公共的団体の整理に関しては、事務局の方でもう一度整理し直すことを、課題としていただき、後日報告したいと思う。

○部会長

- ・併せて、「共催」と「後援」の※印の書き方について、たとえば、「(※1)共催…国又は地方公共団体が企画または運営に参加し…」とあるが、これは、「この場合における共催」の説明であるといこうとですね。一般的な「共催」は、国や地方公共団体が共催しているものだけを共催と呼ぶわけではないので、「この場合の共催」はそういう意味であるということですね。
- ・そうすると、㉞に書いてあるのは、「川西市、市教育委員会、国または地方自治体、独立行政法人」である。正確に書こうとすると、「川西市、市教育委員会、国または地方自治体、独立行政法人」が企画、又は運営に参加しているという、そういう意味ですね。
- ・次に「(※5)後援」とある。「後援」の説明として、「国又は地方公共団体が事業の趣旨・内容に賛同し…」とあるが、この「※5」は、フローチャートの一番右端の上をみると、「市の後援(※5)」とあるので、ここは、「川西市が事業の趣旨及び内容に賛同し…」と書くべきではないか。そのこの整合がとれていないかと思う。

○副部会長

- ・細かいことで恐縮だが、使用料金算出例をガイドラインに入れる場合には、「試算」のところの「出店金額」は、「438円/㎡」の方を掛け算の前に書く方がよい。「独占金額」も、「12円/㎡×(200㎡-72㎡)…」の方がよい。

○部会長

- ・この例を載せる方向にするかどうか。

○部会員

- ・あった方がわかりやすい。

○部会長

- ・では、載せる方向で考える。

○部会員

- ・テントは占用ということであるが、たとえば、食事をするテーブルとかイスとか、極論をいったら夏まつりの金魚すくい水槽とか、様々な物品が想定できると思う。その辺りの面積の例として示すのはどんなイメージであるか。

○部会長

- すべて網羅できる例をだすのは、かなり難しい。たとえば、「誰でも参加できるか」という公共性の話とか、たとえばベンチとかイスが置いてあって、お店で物を買った人も、それ以外の人も使えるということだったら、占有面積に入れなくてよいかもしれない。あきらかに、店の前にテーブルが置いてあり、ここで買った人しか使えないテーブルであったら、それは占有面積に入れた方がよいのかもしれない。ケースバイケースで、「ベンチとかイスの場合はどうです」とは、なかなか決められない。
- 一律に何かに則って、この紙だけで理解してもらおうというのも無理があるような気もするので、基本的には「事前相談」の段階で、このようなことも相談していくという例示だろう。• 例を載せるのであれば、テントと比較してもう少し細かい、たとえばテーブルとベンチという例を載せてもよいのかもしれない。

○事務局

- 表記の方法は、具体例を挙げていくというよりは、考え方を示すような図面を検討する方がわかりやすいと思っている。
- 算定のためのイメージがきちんと伝わる必要がある。たとえば、テントについてもそこを使う人だけの利用分なのか、ただの日陰をつくるだけのテントなのかによって算定は変わってくると思うので、そういった概念的なものがもう少しわかるようなものをつくるよう、検討したいと考えている。

○部会長

- この「参考資料3」を載せられるのであれば、「テント総面積」の下に「独占面積」とあるが、「独占面積」とは何かよくわからない。「占有面積」のことであれば、「占有面積」とする方がよい。「占有面積」200㎡のうち「テントの面積」が72㎡だと。たぶんそういう書き方になるのかなど。
- 「出店金額」という金額も、ちょっと違うのではないか。使用料算定の中の「行商、募金、出店等を行うとき」の金額という意味だとは思いますが、「出店金額」というとちょっと意味が違うかと思う。
- 「独占金額」というのも、これも微妙な書き方だと思うので、もし、これをガイドラインに載せるのであれば、表現は精査をしていただきたい。

○部会員

- 公共的団体かどうかの判断は、どこが判断するか決まっているのか。それぞれの担当課なのか。

○部会長

- 基本的には、「事前確認」か「事前相談」で、「事前相談」であれば、みどり部会の庁内の皆さんの判断かと思う。

○事務局

- 現状は、案を作成している段階であるが、どのような団体として区分けされるか、先ほど申し上げた「後援」に値するような団体であるかどうかというような判断も、庁内の関係課に問い合わせをして判断していく形になると思う。

○部会員

- ・どちらか判断しにくい団体もあると思うので、後援名義とか明確に申請してもらったら判断できるが、そうでない場合もあるかと思うので確認した。

○部会長

- ・先ほどの面積算定の話と同じで、なかなか一律に文章に則れば決まっていくというようなものではないため、見方としては曖昧なところもあるかもしれないが、「事前相談」の段階で少し精査をしていくことを繰り返しながら、実績を重ねるということをしばらくはやってみるしかないかと思う。
- ・仮に、運用の中で明確なルールが設定できるのであれば、また改訂するなりしていけばよい。

○事務局

- ・「後援」がもらえたらという話があったが、「後援」を取らないイベントであっても、それと同等と判断していくものが「その他市長が必要と認める場合」で、「公共的団体」の枠に入るという考え方をしていきたい。それは所管課の方で基準を設けて運用していきたいと思っているので、また、みどり部会部会員の皆さんに相談に乗っていただきたい。

○部会長

- ・9ページ以降の説明をお願いします。

○事務局

- ・資料説明「第4回みどり部会での確認事項」（資料1）
 - 項目③ 騒音 について
 - 項目④ その他 について
- ・資料説明「ガイドライン検討資料」（資料3 p.9～）
 - 「4 イベント活動等における約束ごと」
 - 「5 お問い合わせ」
 - 「イベント活動等チェックシート」

○部会長

- ・「資料1」の騒音に関する項目であるが、前回、騒音についてもかなりご議論いただいたが、「一般地域の日常的な騒音の基準もあるが…」ということは、どういう根拠、法令、条例に基づく具体的にはどういう基準かご説明いただきたい。

○事務局

- ・騒音については、川西市の環境衛生課で定めている平成24年度版「環境の概要」があり、その中で、キセラ川西せせらぎ公園は、昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下という決まりがあり、それが一般的な基準の考え方となる。
- ・根拠としては、環境基本法第6条の環境基準法が根拠になっている。

○部会長

- ・ 全国一律でその基準ということか。
- 事務局
 - ・ こちらは兵庫県の基準である。
- 事務局
 - ・ それぞれの地域特性によって基準が変わっているが、キセラ川西地区については、「主として住宅の用に供される地域」として、昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下と定まっている。
- 部会長
 - ・ その基準と、今まで測定されていたイベントで出た測定だと、どういう関係性になるか。
- 事務局
 - ・ キセラ川西地区の一般地域については、何もしていないときは、昼間51デシベル、夜間43デシベルで、基準値程度の数値になっている。
 - ・ 今までの音響機材を使ったイベントだと、「HYOGO彩りフェスタ」では最大80デシベルが観測されており、「音灯り」が90デシベル、「川西まつり」が57デシベルと、全て基準を超えている結果となっている。
- 部会長
 - ・ それは日常的な騒音の基準なので、日常的なことではなく、一時的なイベントの場合は、やむを得ずそれを超えてしまっているという現状があると。
 - ・ その基準については、今回のガイドラインではあえて載せないという方針か。
- 事務局
 - ・ そうである。
- 部会長
 - ・ ガイドラインすべてについてご説明いただいたので、残りの時間を使い、ガイドラインの全容についてご意見をいただきたい。
- 部会員
 - ・ 11ページの「騒音」で、「市担当課の指示」とあるが、どこが担当されているのか。
 - ・ 最後のページの、「キセラ川西せせらぎ公園 平面図」の中で、病院予定地とあるが病院と一般住宅で差を設けなくてよいのかという印象を持った。
- 事務局
 - ・ 市担当課はキセラ川西推進課となっている。問い合わせ先ということで、次のページに書かせていただいている。

○部会長

- ・ここ以外にも、「市担当課」という表現はいくつか出ているが。

○事務局

- ・全部、今年度はキセラ川西推進課の方で処理させていただくということである。
- ・病院のことについては、病院が建って配慮が必要ということになれば、その時点でまた検討を進めていく必要はあると考えている。

○部会長

- ・ちなみに、先ほどおっしゃった、県の条例に基づく「環境の概要」の中には、一般的な住宅以外に、病院のような特別要素の場合の騒音基準もあるのか。

○事務局

- ・兵庫県による「騒音・振動の規制基準」というものがあり、キセラ川西は第2基準地区に該当し、「昼間60デシベル、朝50デシベル」という記載はあるが、ただ、注意書きとして、「図書館、特別養護老人ホーム、病院などの敷地の周囲50メートル以内における当該基準は、この表から5デシベル減じた値とする」という記載がある。そうすると、「昼間55デシベル以下、早朝45デシベル以下」ということに該当するので、先ほどの川西市の基準と同じでよいという考えでいる。

○部会長

- ・川西市の「環境の概要」には、そういう特別要素の記載はなくて、県が出している「環境の騒音・振動の規制基準」があって、それに則ると、今のような値になると。

○事務局

- ・補足だが、この基準はイベントに対する基準ではないということで、たとえば、工場などに対する基準は定められているという理解でお願いします。

○部会長

- ・基準自体は、イベントのような一時的な音に対するものは、特には定まっていないということであるが、だからといっていくらでも大きい音を出してよいということでもない気がする。
- ・ご指摘のあったとおり病院予定地があり、病院が決まった段階で、またいろいろなお意見をいただくかもしれない。
- ・未来永劫、このままいくということは不可能という気もするが、前回のご指摘を踏まえて整理をしていただき、こういう記載ではどうかということである。

○部会員

- ・具体的に、「騒音測定器で計測を実施してください」とあるが、先日、川西市中心市街地活性化協議会が事務局を担っている音が出るイベントの件で、担当課に行った。その前段階の話で、イベント主催者が、「騒音測定器を買わなければいけない、今から新たに買うつもりにしている」という話が出たが、「測れ」というからには、市が貸してくださると理解をしたので、主催者に「買う必要はない」とお答えをしているが、それでよろしいか。

- ・測定をするということは、出た数値に対してそれを元に、たとえば苦情が出た場合に説明をする基準になるから測らせているということか。
- ・イベントの場合は通常の数値にはあてはまらない、規制をするものはないということだが、その数値に納まっても、人の感じ方でうるさいと思う人は思うし、逆に上回っていても思わない人は思わないということであるが、ただ、測って数値が出るということは、それを基準にして何らかのやりとりをするという意味合いなのか。

○部会長

- ・機材の件は、試行版のときはお借りしていたかと思うが、これ以降もお借りできるということによいか。

○事務局

- ・騒音測定器については、継続して貸し出しはできる。他にも、スマートフォンのアプリで測定していただいている団体もある。
- ・ご相談いただいた段階で、きちんとこちらもお伝えするようにする。

○部会員

- ・お願いする。

○部会長

- ・なぜ測るのかという理由としては、統計的にデータをとってみて検証してみようという意味合いが強いと理解している。何デシベル以下だったら苦情がないかという、そういうはっきりとしたものでもないと思うが、大体、苦情が出るのはどういうイベントのときかということ積み上げていくことで、何かしらの基準の設定なり、今後の参考の資料として使えるのかなという気がしているが、そういうことでよろしいか。

○事務局

- ・そうである。確認のために使わせていただくということである。

○部会員

- ・9ページ、「申請者の責務」のところ、「苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。」とあるが、これはイベントをされているときに、キセラ川西推進課の誰かが出勤されてイベントを見ておき、苦情が出た場合に主催者に中止の勧告をするのか。誰が中止という対応を求めるのか。

○事務局

- ・これは大きなトラブルが起きた場合と想定しており、通常はこんなことがあっては困るという念押しのために書いているという意味合いの方が強い。

○部会員

- ・キセラ川西推進課の方が、大きなイベントがあるときには、現地におられるようなイメージにな

るのか。

○事務局

- ・実際、キセラ川西推進課の職員が常時いるというわけではない。ただし、市の方に連絡が入って、守衛さんの方から連絡が入るとかで、公園緑地課の職員が現地へ行き、その状況を聞いた上で、やめてくれというようなケースが発生するかもしれないということである。

○部会長

- ・その他、いかがか。

○副部会長

- ・担当課はどこかという話があったが、サラッとみると、「担当課」という文言が多い。「(p.12)」とか入れておいたらどうか。使用者側も、どこの部局に持っていったらよいのか、戸惑うかもしれない。
- ・9ページのイラスト、男女共同参画や多様性を推進していく立場から申し上げると、イラストが「よくあるタイプ」になっているので、いろいろな利用があるということを想定したイラストにしてみたらどうか。

○部会長

- ・どんなイラストがよいか。

○副部会長

- ・これだと家族に限定されているので、たとえば、学生であったり、シニアであったり、車椅子でもいいだろうし、いろいろな視点で利用できるというようなイメージで考えたらどうか。

○部会員

- ・前任者から引き継いでいた点で、「参考資料1」で、「公共的団体について」というところで、川西市中心市街地活性化協議会も法令に基づく団体ということで、公共団体扱いをしてほしいという話を、前任者がこの場で申し入れをしていると引継ぎを受けている。

○部会長

- ・協議会さんはどう読めばよいか。

○事務局

- ・このフローチャートでいうと、①の公共的団体として認めていく。

○部会長

- ・具体的にいうと、「参考資料1」でいうと、【4】番でよいのか。

○事務局

・「公共的団体について」の表でいうと、「【5】 その他市長が必要と認める場合」になる。

○部会員

- ・「騒音」について、数字で理解、解釈されないようにという配慮はありがたいと思う。今、特定の話は出ていないが、キセラの公園で実施されている色々な音出しのイベントに関して何らかの声があるというのは、民意全体の意見ではないということは、ここで改めて付け加えておきたい。実態としては、学校で子どもが騒いでいても、子どもの声がうるさいといわれたり、風鈴の音がうるさいといわれたりということもあるので、今後の対応については出す方も聞く方も接触しながら納めていく方向がよい。最後、ゼロにはならないだろうが、そのような形を理想にやっていくべきではないかと改めて思っている。
- ・キセラ川西せせらぎ公園と、ほぼ近いコンセプトで、今、川西能勢口の東口の方で、「藤ノ木さんかく広場」というところで、市民活動が始まっている。ガイドブックの中で、10ページに「地図をお示してください」というデータがあった。2ページにも大きな地図があるが、できたら、キセラ川西せせらぎ公園の玄関口のひとつということで位置づけられているはずなので、場所を明記していただけるとうれしい。

○副部長

- ・「パレットかわにし」も地図に入れていただきたい。

○部長

- ・ぜひ入れていただいて。

○部会員

- ・パブリック空間ということで。

○部長

- ・「音灯り」の、公園でやっているよい写真はないか。1ページ目の写真が、前のものと同じだから、せっかくだったら新しいものを入れては。

○事務局

- ・何枚か見繕う。

○部長

- ・今日はガイドラインの改訂について、大きく2つ、ガイドラインの中身の修正に対してご意見をいただいたことと、ガイドラインそのものというより、むしろ今後の運営についてご意見をいただいたことに大きく分けられる。
- ・今後の話については継続的に議論をさせていただきたいと思うが、ガイドラインの実施版の改訂内容については、今日が最後のみどり部会になるので、ざっと内容を確認させていただく。
- ・最初、6ページのフローについてフォローアップシートの説明や、その例示の添付の話があった。その際、文言の「イベント活動等」の話もあった。
- ・併せて次の8ページ、減免対象のフローチャートとの兼ね合い、このあたりの構成を少し見直して

はどうかというご指摘をいただいた。

- ・教育委員会と公共的団体との関係性、費用算出の例も載せようというご意見もいただいた。
- ・「共催」、「後援」の書き方についても、修正が必要と思われる。
- ・9ページのイラストについてもご指摘いただいた。
- ・10ページ、地図の話もご指摘いただいたとおり。
- ・市の担当課の話もご指摘いただいた。
- ・漏れているかもしれないが、大まかにそれぐらいの修正は必要かと思っている。少数はあるが、よろしければ、この場で委員長預かりとさせていただき、修正内容を私の方で確認させていただきたいと思うがよろしいか。

○部会員

- ・異議なし。

○部会長

- ・私の方で今の項目について、修正されたかどうか確認をして、皆さんに見ていただけるようにしたい。
- ・その他、ガイドライン後のたとえば運用の話、管理棟でどこまで手続きができるかとか、集めたお金を含めて、どのような仕組みで公園の運営を考えていけるか、最後のクレーム対応のあり方なども引き続きの議題になると思うので、このあたりは、次回以降のみどり部会でも議論を続けていただきたいと思う。
- ・これで、議事内容については終わらせていただく。今後の予定等について、事務局の方から願います。

○事務局

- ・次回の開催予定は決まっていないが、来年以降も年1，2回開催させていただき、ガイドラインの改訂を検討していきたいと考えている。予定が決まり次第、改めてご案内させていただく。

以上